## 令和6年度税制改正要望事項(新設·拡充·延長)

## (経済産業省経済産業政策局企業行動課)

容 (制度自体の減収額) ( - 百 (改 正 増 減 収 額) ( - 百 (改 正 増 減 収 額) ( - 百 新 (1) 政策目的				
要				
おるが、近年の電子取引の増大等を踏まえ、制度の根幹からあり方を検討直す。				
望 の 内				
内				
容				
容 (制度自体の減収額) ( - 百 (改 正 増 減 収 額) ( - 百 (改 正 増 減 収 額) ( - 百 新 (1) 政策目的				
(改 正 増 減 収 額) ( - 百 新 (1) 政策目的  経済取引に伴う事務的負担及び税負担を公平かつ簡素にすることにより 内経済の活性化を実現する。  拡 (2) 施策の必要性  充 「 印紙税が創設された明治6年以降、経済実態の変化に伴い、金銭等の 書については、中小企業の取引実務にも配慮して免税点(5万円未満)	万円 万円)			
新 (1) 政策目的	万円)			
経済取引に伴う事務的負担及び税負担を公平かつ簡素にすることにより 内経済の活性化を実現する。 拡 (2) 施策の必要性 充 又 ① 印紙税が創設された明治6年以降、経済実態の変化に伴い、金銭等の 書については、中小企業の取引実務にも配慮して免税点(5万円未満)	731 1/			
・ 内経済の活性化を実現する。     拡	_			
(2) 施策の必要性 充 又 ① 印紙税が創設された明治6年以降、経済実態の変化に伴い、金銭等の 書については、中小企業の取引実務にも配慮して免税点(5万円未満)				
書については、中小企業の取引実務にも配慮して免税点(5万円未満)				
はけられている。他方、経済取引の数は莫大に増えており、印紙税に係る	事務			
│ コストや税負担が、中小零細企業を始め、企業にとって無視できないコ	<b>X</b> F			
長 ② また、電子取引などに対して印紙税は課税されないなど、取引手段の によって課税の公平性が阻害されているとの指摘もある。	選択			
を ③ 特に、小売・物販業等においては、近年、カード決済が増大してき	てお			
り、印紙税が取引実態の変化に対応できていないとの指摘も強い。   必				
│ 要 上記の視点を踏まえ、制度の根底から、そのあり方を早急に検討するこ	とが			
必要である。				
す				
る				
理理				
由				

今回の要望(租税特別措置)に関連する事項	合 理 性	政策体系 における 政策目的の 位置付け	1. 経済構造改革の推進
		政 策 の 達成目標	経済取引に伴う事務的負担及び税負担を公平かつ簡素にする ことにより、国内経済の活性化を実現する。
		租税特別措 置の適用又 は延長期間	_
		同上の期間 中 の 達 成 目 標	_
		政策目標の 達 成 状 況	_
	有効性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	_
		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	_
	相当性	当該要望項 目以外の税 制上の措置	
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	_
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	_
		要望の措置 の 妥 当 性	電子商取引など印紙税の対象とならない取引と、引き続き印紙税の対象となる取引との間の公平性について検証し、制度のあり方を見直すことは妥当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	_
	租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	_
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	
	前回要望時 の達成目標	_
	前回要望時からの選問をはいます。これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、	
これまでの 要 望 経 緯		平成 22~令和 5 年度要望で検討事項として要望。